埼玉県糖尿病療養指導士認定委員会 会則

第1条 (名称)

本機構の名称は、埼玉県糖尿病療養指導士(CDEL 埼玉、通称、埼玉県糖尿病相談員)認定委員会(埼玉県 CDEL 認定委員会)とする。

第2条 (目的)

本機構は、埼玉県における糖尿病患者の療養活動をくまなく支援するため糖尿病教育に求められる知識、技術を備えた医療スタッフ等の養成及び認定を目的とする。また、糖尿病療養活動の支援を通して健康寿命を延ばすことに寄与する。

第3条 (事業)

- 1 CDEL 埼玉の養成と認定を行う。
- 2 更新のための研修プログラムの策定、実施、更新認定を行う。
- 3 その他、本会の目的を達成するための必要な事業を行う。

第4条 (事務局)

埼玉県糖尿病協会内に置く。

第5条 (構成員)

本委員会は、埼玉県に勤務する日本糖尿病学会専門医、日本糖尿病協会療養指導医、糖尿病療養認定看護師、日本糖尿病療養指導士などにより構成する。

第6条 (役員)

委員会には以下の役員を置く。

- 1、委員長 1名
- 2、副委員長 2名
- 3、幹事 若干名
- 4、顧問 若干名

役員の任期は2年とし再選は妨げない。

第7条(資格対象者)

糖尿病療養指導に意欲のある者で、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、健康運動指導士、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、医師、歯科医師、歯科衛生士等医療関連のいずれかの資格を持つ者、または委員が推薦し委員会で認めた者とする。

また、埼玉県糖尿病協会、あるいは日本糖尿病協会への入会を前提とする。

第8条(認定)

指定された講習会に参加し、レポートを提出することで資格判定が行われる。日本糖尿病療養指導士の資格を持つ者は申請のみで合格とする。資格認定は毎年1回行う。資格の期間は5年とする。

本資格は埼玉県内のみで認める。

第9条(資格更新)

5年間で、認定委員会の開催する講習会への参加、指定されたレポート 提出を行う必要がある。更新を希望する場合は所定の書類を当委員会に提 出し認定委員会が判定する。更新には埼玉県糖尿病協会、あるいは日本糖 尿病協会の会員であることを条件とする。

第10条(資格喪失)

認定期間を超過して再申請しない場合は資格を喪失する。埼玉県糖尿病協会、あるいは日本糖尿病協会会員でなくなった場合も資格喪失する。資格保有者として、ふさわしくない言動があった場合は、埼玉県糖尿病療養指導士認定委員会が調査委員会を設立し資格継続の可否を判定する。

第10条 (会計)

本会の会計は、次の各号に揚げるものをもって構成する。

日本糖尿病協会からの支援金

認定料、講習会参加料

寄付金、協賛金 その他の収入

第12条(事業年度)

本委員会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第13条 (細則)

この会則を施行するにあたり必要な細則は、認定委員会の議決を経て会長がこれを定める。

附則

本会則は、第1回認定委員会の決議の翌日から開始する。 本制度は5年毎に見直しを行う。